

許可番号 浜健総A第11-377号

高度管理医療機器等 販売業 許可証
貸与業

氏名（法人にあつては、その名称）

ディーブイエックス株式会社

営業所の名称

ディーブイエックス株式会社浜松営業所

営業所の所在地

浜松市中区細島町6番地の6

カワ清林京ビル2F

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可
貸与業
を受けた者であることを証明する。

令和4年5月11日

浜松市保健所長 西原信彦



有効期間 令和4年6月1日から
令和10年5月31日まで

許可更新

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。